

第2部 厚生行政の現状

第12章 児童手当制度創設の現在的意義はなにか

児童手当問題は、最近特にクローズ・アップされてきた。いま、その創設の現在的意義、ねらいのうち、特に重要と思われるものについて述べてみよう。

昭和37年度に行なった児童養育費調査の結果によると、手取り収入月額1万7,000円ないし2万円の勤労者世帯の義務教育終了までの児童(乳児を除く。)の平均養育費月額は5,818円、このうち、たとえば中学生の場合は男7,064円、女7,197円、小学生(男4~6年)の場合は5,663円、また、同様に手取り収入月額2万円ないし4万円の勤労者世帯の平均養育費月額は8,374円、このうち、たとえば中学生の場合は男1万2,441円、女1万2,441円、小学生(男4~6年)の場合は7,810円という状況で(以上の数字はいずれも共通的経費を含まない。)、きわめて高額な養育費が児童にかかっている。また、文部省調査によると、全日制高校(公立)の高校生1人当たりの37年度中の父兄負担の教育費は、中学校(公立)の場合の2倍以上である。そして、最近の社会経済の要求する高度の教育・訓練は、今後ますます児童の養育費の増大をもたらすであろう。最近の高校進学率の上昇も見のがせない。

上述したところにより、児童養育費の家計に対する圧迫の著しいことが指摘できよう。しかも、これは児童の数がふえること、児童の年齢が高くなることによって、ますますその度合いを増してくる。したがって、一般的にいつて中高年齢になると、その圧迫がはなはだしくなるといえる。このような中高年齢者の家庭における児童養育費の家計に対する圧迫は、すでに第1部第4章第3節において述べたところによっても明らかである。

以上の事実から、児童手当を設け、所得と児童の養育費とのアンバランスを是正して家庭の貧困化を防ぐとともに、さらに積極的にその福祉の向上をはかる必要がある。

次に、常用労働者の所得を企業規模別・年齢階級別に見ると第2-12-1表および第2-12-1図のとおりであるが、これによって一応49歳までの所得の状況を概観すると、20歳ないし24歳までの年齢階級までは、各企業規模別の所得は、おおむね同じような額と上昇率を示しているが、25歳ないし29歳でやや差が開きはじめ、30歳ないし34歳の段階で若干の差が、それ以降は、企業の規模別にかかなりの差が生じてきている。特に35歳ないし39歳の段階で、99人以下の企業と100人以上の企業との間に、さらに、40歳ないし49歳の段階で、499人以下の企業と500人以上の企業との間に、それぞれ大幅な格差が生まれている。最も極端な対比をみると、1,000人以上の大企業では50歳ないし59歳まで相当な角度で上昇し続けているのにひきかえ、10人ないし29人の企業では、30歳ないし34歳をピークとして、逆にそれ以降は下降線をたどっている。その結果、たとえば40歳ないし49歳の場合に、1,000人以上の企業を100とすると、10人ないし29人の企業では55で、いかに格差が大きいかかわかる。しかも、後者の場合は、実額そのものも男女平均2万3,850円というきわめて低い数字を示しているのである。

第2-12-1表 企業規模・年齢階級・性別平均月間現金給与額

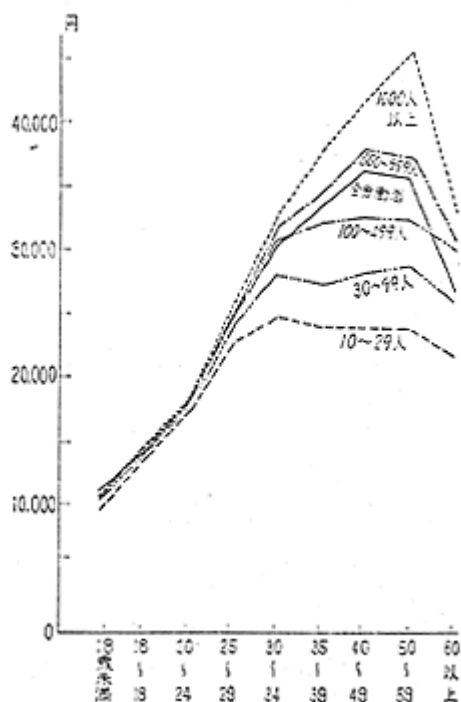
第2-12-1表 企業規模・年齢階級・性別平均月間現金給与額

		総数	18歳未満	18~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~49	50~59	60以上
全労働者	総数	25,234	10,267	13,833	17,809	24,779	30,367	33,482	36,348	35,697	26,704
	男	29,703	10,364	15,526	20,401	26,930	32,863	37,085	41,790	39,602	28,606
	女	14,637	10,165	12,368	14,369	16,255	17,931	17,645	16,993	17,466	14,493
1,000人以上	総数	29,446	10,558	14,170	18,168	25,543	32,621	38,301	43,670	45,814	33,058
	男	33,498	10,758	15,400	20,041	26,877	33,984	39,720	46,175	47,870	33,094
	女	17,278	10,475	13,153	15,478	19,207	23,910	26,385	25,159	28,605	32,751
500~999	総数	24,565	10,386	13,477	17,634	25,426	31,728	34,406	37,934	37,073	30,749
	男	29,487	11,274	15,336	20,317	27,514	33,519	37,304	42,415	39,655	31,685
	女	14,116	9,874	12,126	14,566	16,922	18,120	16,859	17,585	16,471	13,723
100~499	総数	23,546	10,583	13,634	17,720	25,294	30,457	32,068	32,604	32,602	29,985
	男	28,281	10,931	15,385	20,625	27,713	33,281	36,525	38,847	36,792	31,580
	女	13,569	10,235	12,161	14,137	15,625	15,342	15,180	14,481	14,100	11,969
30~99	総数	21,868	10,334	13,860	17,691	24,099	27,951	27,245	27,980	28,686	26,144
	男	26,278	10,501	16,060	21,131	27,149	31,628	32,907	35,348	31,097	27,973
	女	13,048	10,009	11,810	13,470	14,233	13,923	13,316	13,690	13,532	13,430
10~29	総数	20,118	9,283	13,392	17,178	22,700	24,754	23,909	23,850	23,718	21,714
	男	23,945	9,216	15,357	20,182	25,446	28,922	29,415	30,962	27,636	24,335
	女	12,669	9,426	11,422	12,888	13,611	13,020	13,702	13,498	13,136	11,246

資料：労働省「特定条件賃金調査結果報告(38年)」

第2-12-1図 企業規模・年齢階級別平均月間現金給与額

第2-12-1図 企業規模・年齢階級別平均月間現金給与額



資料：労働省「特定条件賃金調査結果報告(38年)」

また、農民の所得には、いうまでもなく従業年数による所得の上昇はなく、しかもその所得は前述したように低い。

以上の事実から、児童養育費のかさばる時期に際会している中高年齢者、それも特に、その所得に年功的要素が強くないか、あるいはまったくない中高年の中小企業従業者や農民などに対して早急に児童手当を支給しなければならないことがわかるであろう。しかも、39年9月1日に行なった児童(家族)手当制度基礎調査によると、義務教育終了前(おおむね16歳未満)の1家庭当たりの児童数は、父が農林業主、日雇労働者、家族従

業者の場合に多く、それぞれ2.08人、2.04人、2.00人、19歳未満の児童数の場合でもおおむねこの傾向は変わらず、農林業主2.28人、日雇労働者2.22人、非農林業主2.08人、家族従業者2.07人となっているが、これらの階層は、さらに、特に多子であるということからもその家計の苦しさはひとしおと思われる。

ところで、児童手当の対象として、特にその緊急性が認められるこれらの中小企業の従業員や農民などの国民中にしめる比率が大きいことに留意する必要がある。いわゆる年功序列型賃金体系の恩恵に一応十分といえる程度に浴している従業員の比率は小さいのである(大企業においても従業員によってはそうではない場合もある。)

さて、この年功序列型賃金(その特徴は、おおむね大企業の場合においてのみ顕著である。)は、年齢の増加によって児童数がふえ児童の養育費がかさばっていくことにはいわば対応しているとも見られるのであって、この意味において多かれ少なかれ社会的機能を果たしているといえる。しかし、この賃金の恩恵に一応十分といえる程度に浴しているといえる従業員ととも、増大する養育費に今後とも果たして抗し切れるかどうかは疑問であるが、それはともあれ、このいわば妙味のある賃金体系も、若年齢労働者の不足による初任給の引上げ、技術革新、あるいは企業の合理化、定年制の廃止または延長などの要請によって、その基礎がゆさぶられつつあることは事実である。そして、35年閣議決定をみた国民所得倍増計画が、「年功序列型賃金制度の是正を促進し、これによって労働生産性を高めるためには、すべての世帯に一律に児童手当を支給する制度の確立を検討する要がある。」と述べ、児童手当に年功序列型賃金制度の是正の促進の機能を期待していることは注目してよいことと思われる。

前述したように、わが国の出生率は25年から激減し、このため、40年以降、低生産年齢人口の増加は急激に収縮してくる。しかも、進学率の向上は、これら人口の労働力化率を低下せしめており、低年齢労働力人口の相対的な縮小化、労働力人口の構造の中高年齢化の傾向が著しい。しかし、労働力の絶対的不足までにはまだ相当の年数を要し、中高年齢者の就職状況は不十分といわざるをえない状態である。一方、最近の技術革新や経済の成長は質の高い労働力を強く要求している。

このような事情を背景として、37年の人口問題審議会の「人口資質向上対策に関する決議」は、「雇用構造が近代化されず、労働力の適正有効な配置がなされていないわが国の現状をかえりみれば、フランスの人口増加政策に追随することは必ずしも賢明であるとは考えられないので、全年齢層を通じて、殊に若壮年人口の死亡率を極力引き下げるとともに、体力、知力および精神力において、優秀な人間を育成することによって、将来の労働人口不足に対処する必要がある。……児童手当制度は、いまだ設けられていないが、児童手当は、幼少人口の資質向上の観点からも、労働力の流動性を高める見地からも、きわめて有意義であって、このさい、その創設について真剣に検討する必要がある。」とし、さらに38年の「人的能力政策に関する経済審議会の答申」は、「……児童の属する家庭の経済状態のいかにかわらず、すべての児童の能力を十分に開発するために、児童手当の構想が検討されているが、これは単に児童の福祉増進に役立つだけでなく、賃金体系の合理化により職務給への移行を促進する意味もあり、生活水準の実質的な均衡化、中高年労働力の流動化促進等人的能力政策の方向に沿った多くの役割を果たすものと思われる。」とし、児童手当の人的能力政策上の意義を指摘している。このように、児童手当は、児童の資質の向上に役だつのみでなく、中高年齢者の家族扶養負担を軽減する等の作用をもつことにより、これら中高年齢者の就職、転職の円滑化や家庭の経済援助を行なうことにより、一家のかせぎ手である中高年齢者の労働力の十分な再生産に寄与するなど、中高年齢者の能力活用に資する大きな働きをもつ。

以上簡単であるが、児童手当制度創設のもつ現在の意義、ねらいのうち主要なものについて述べた。その創設の急がれることは明らかである。厚生省としても現在まで種々の検討を続けてきたが、いよいよ本格的な準備にとりくむ段階となり、準備機構もこの5月1日から発足した。いうまでもなく児童手当制度は、年金、医療、労災給付、失業給付各制度と相並ぶ社会保障の大支柱であり、わが国では残されたただ一つの社会保障の柱である。福祉国家の実現のためにも、また、社会開発の十分な促進のためにも、その実現が一日も早らんことが望まれる。